

第 13 回
中山間地域等総合対策検討会

農林水産省農村振興局

中山間地域等総合対策検討会

平成：16年4月28日

会場：農水省3階第1特別会議室

時間：10：00～12：06

議 事 次 第

1. 開 会

2. 農村振興局長あいさつ

3. 議 題

(1) 中山間地域等直接支払制度の検証（案）について

(2) 現地調査について

(3) その他

4. 閉 会

午前10時00分 開会

○地域振興課長 それでは、定刻になりましたので、中山間地域等総合対策検討会を始めさせていただきます。

私は地域振興課長の永杉でございます。

まず初めに、事務局側に4月1日付で人事異動がございましたので、議事に先立ちましてご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、中條農村振興局次長でございます。

○農村振興局次長 よろしくお願ひいたします。

○地域振興課長 南部整備部長でございます。

○整備部長 よろしくお願ひいたします。

○地域振興課長 角田事業計画課長でございます。

○事業計画課長 よろしくお願ひします。

○地域振興課長 次に高嶺農村整備課長でございます。

○農村整備課長 高嶺でございます。

○地域振興課長 事務局からは以上でございますので、座長、よろしくお願ひいたします。

○佐藤座長 それでは、ただいまから第13回中山間地域等総合対策検討会を開催いたします。

きょうの会議は12時に終了したいと考えておりますので、よろしくご協力お願ひいたします。

本日の出欠状況でございますが、柏委員がご欠席ということでございます。

前回12回目のこの検討会の議事録につきましては、もう各委員の方々に一応目を通していただいたと思いますが、それを踏まえまして、既に農林水産省のホームページにおいて公表されておりますので、ご紹介申し上げます。

それでは、まず初めに、農村振興局長よりごあいさつをお願ひいたします。

○農村振興局長 おはようございます。中山間地域等総合対策検討会の開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の先生方にはご多忙にもかかわらず、年度初めのこの時期にご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の検討会は、中山間地域等直接支払制度の平成17年度以降の対応についての検討に資するため、現行対策の検証等を行っていただく第2回目の会合でございます。前回の検討会におきましては、地域の特性を踏まえながら、農業生産活動等の継続によります効果を検証する必要があることなど、大変貴重なご意見をいただいたところでございます。

本日は、そういったご意見等を踏まえまして、事務局から中山間地域等直接支払制度の実施状況に関する検証の案というものをお示しさせていただき、これを中心に、さらなるご議論をいただければというふうに考えております。

ご案内のとおり、食料・農業・農村基本計画、この見直しにつきましては、本年1月末から食料農業農村政策審議会の企画部会の方におきまして、ご議論をいただいておりますところですが、大臣からご指示のありました品目横断的政策への移行、担い手・農地制度の改革、そして農業環境・資源保全政策の、この3つの課題につきましては、各課題ごとの集中審議が一巡しまして、この26日からは2回目の集中審議が行われている、そういった状況でございます。中山間地域等直接支払制度におきましても、これら各政策の検討状況に留意していくことが必要というふうに考えております。

また、先日、23日に、行われました都道府県主務部長会議、要するに農林水産をご担当されている部長さん方に集まっていたいて、意見交換を中心に、あるいは政策提案をするという場がございますが、この場におきまして、本制度の継続要望等について多数の提案がなされるなど、多くの方々から本制度の今後の動向等を注目されているという状況でございますので、一言ご報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、本制度の検証及び課題につきまして、夏頃までの取りまとめに向けまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。ひとつよろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○地域振興課長 資料でございますけれども、一番上にカラー版の制度の概要をつけてございます。議事次第、名簿、それから資料の一覧でございますけれども、資料の一覧に従いましてご確認いただきたいと思います。資料1は中山間地域等直接支払制度の検証について（案）でございます。資料2は中山間地域等直接支払制度の交付金交付の仕組みでございます。参考資料1といたしまして、中山間地域等直接支払制度の検証等の進め方という資料でございます。それから参考資料2といたしまして、現地調査候補地区の案をつけさせていただいてございます。なお、一番最後に封筒をつけてございますが、これはまた後ほどご説明させていただきますけれども、本日お諮りいたします現地調査の日程調整のための様式でございますので、ご参照いただきたいと思います。

資料の確認は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。各委員の手元にございますでしょうか。

それでは、早速、議事次第に従って進めたいと思います。前回、第12回の会議では、とても活発なご意見をいただきまして、非常にいい議論ができたのではないかと考えておりますので、今日、またよろしく願いいたします。

今日もまた活発なご意見をいただきまして、次回の、後ほど事務局からご説明がありますが、現地調査をし、その後で開かれる第14回において、この検証案を固めるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、まず議題の1、中山間地域等直接支払制度の検証（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

○地域振興課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

資料1の中山間地域等直接支払制度の検証（案）についてでございますけれども、前回の検討会におきまして、現行制度の検証の進め方などにつきましてご議論をいただいたところでございます。その際に、検討等の必要性等についてご指摘がございまして、その指摘事項につきましては、参考資料1に整理をさせていただいておりますけれども、その資料1では、これらのご指摘を踏まえまして、所要のデータや分析を盛り込ませていただいております。なお、一部につきましては、まだ間に合っておりませんので、まだ盛り込みができていないものもございます。

では、資料の項目に従って概要をご説明いたします。まず、2枚めくっていただきまして、1ページでございます。集落協定等の活動に関する検証のうち、耕作放棄地の発生防止の状況でございますけれども、これは前回もご説明いたしましたとおり、平成15年度までの見込みによりますと、66万2,000haの農用地を対象に協定が締結されておりまして、農業生産活動等の継続により、耕作放棄地の発生が防止されてございます。

耕作放棄地につきましては、農業センサスによれば、平成12年度まで大きく増加しておりますけれども、近年、農振農用地区域内の耕作放棄地は減少傾向となっております。

それから、2ページでございます。本制度を実施しておりますすべての市町村と集落協定の代表者を対象といたしまして、平成15年10月に調査を実施いたしております。その結果によりますと、協定締結が耕作放棄地の発生防止に大きく役立っていると考えている、という結果が出てございます。以下、特に断り書きがない限り、この平成15年10月の調査を用いているものでございます。

それから、3ページの、耕作放棄地の復旧と維持・管理の状況でございます。現行対策の実

施期間の5年間におきまして、全国で415haの耕作放棄地を復旧することが協定に位置づけられております。復旧農地での新たな作物の導入ですとか、棚田保全ボランティアの活用、あるいは観光農園による都市農村交流など、積極的な取り組みも見られているところでございます。

それから、4ページでございますけれども、調査結果によりますと、耕作放棄の防止に向けた農地の法面ですとか、水路・農道等の管理などが活発に行われるようになったとする集落協定が約6割を占めているところでございます。また、そのような共同作業の回数につきましても、平均1.6回から3.2回へと2倍に増えているところでございます。

それから、5ページでございますけれども、集落協定の地目別取組状況でございます。田、採草放牧地では面積ベースで8割以上の協定締結率となっておりまして、畑の協定締結率につきましては63%と、若干低い状況となっております。

それから、6ページでございます。このデータは地目が単一に近い地域ほど協定締結率が高くなっておりまして、田と畑の混在地域では、協定締結率が低い状況ということを表しているものでございます。

それから、7ページでございます。協定に基づく活動状況のうちの農業生産活動等の取組状況について、でございますが、すべての集落協定におきまして、水路・農道等の維持・管理が位置づけられてございます。これ以外では農用地の維持・管理等におきましては、農地の法面点検という活動が最も多く、次いで耕作放棄されそうな農用地の担い手への賃借権の設定、農作業の受託というものが多くなってございます。

また、地目別には田や畑が中心の協定におきましては、農地の法面点検の位置づけというものが多く、また採草放牧地が中心の協定では、他の地目と比べますと、簡易な基盤整備の割合が高くなっている状況にございます。

それから、8ページでございます。協定の締結を契機といたしまして、途絶えていた農道や水路の共同管理が復活したり、あるいは充実したり、直営施工などへの取り組みが行われているという事例を、ここでは紹介をいたしてございます。

それから、9ページをごらんいただきたいと思います。農業生産活動等につきましては必須事項となっているわけでございます。この9ページの多面的機能を増進する活動につきましては、選択的な必須事項となっておるものでございます。多面的機能を増進する取り組みといたしましては、周辺林地の下草刈りというものが最も多く、それから、景観作物の作付け、堆きゅう肥の施肥などの順になってございます。また、草地が中心の協定におきましては、堆きゅう肥の施肥が多くなっている状況となっております。

次に10ページでございますが、ここでは多面的機能を増進する取り組みの事例といたしまして、周辺林地の管理による景観形成、棚田を通じた都市住民との交流などの事例を紹介させていただいております。

それから次に、11ページでございます。生産性の向上や担い手の定着等に関する取組状況でございますが、そのうち、生産性・収益の向上を目的とした取組状況でございます。これにつきましては、農作業の受委託の推進が最も多くなっております、次に機械・施設の共同購入・利用、それから、農作業の共同化というふうになっているところでございます。

また、地目別に見ますと、田中心の協定におきましては、農作業の受委託の推進の割合が多くなっておりまして、草地中心の協定では、機械・施設の共同購入・利用が多くなっているという状況でございます。

次に12ページでございますが、ここでは生産性、収益の向上のために、新規作物の導入によります高付加価値型農業への取り組みの事例などを紹介させていただいております。

それから、13ページへ参りまして、担い手の定着等を目標とした取り組みの状況でございます。これにつきましては、オペレータの育成・確保が最も多くなっております、次いで認定農業者の育成、農地の面的集積といった順番になってございます。

また、地目別には、田や採草放牧地が中心の協定におきましては、オペレータの育成・確保の割合が高くなっておりまして、畑地や草地中心の協定では、認定農業者の育成の割合が高くなっている状況でございます。

それから、14ページと15ページにおきましては、それらの取り組みの事例といたしまして、担い手の確保のための講習会ですとか、あるいは農業経営の合理化のためのパソコンの導入ですとか、あるいは担い手を育成して耕作放棄地を有効活用しているような事例などを紹介させていただきます。

それから、16ページへ参りまして、集落機能の活発化の状況に関します協定締結前後の変化でございます。まず、集落の話し合いの変化について、でございますけれども、ここでは制度を実施しておりますすべての市町村と集落協定の代表者と対象としました調査結果のうち、集落協定の代表者からの調査結果を用いているものでございます。それによりますと、集落の活性化ですとか、あるいは将来の話し合いが活発となったと回答している集落協定が66%となっております、農業に関わる取決事項の話し合いが活発となったとしている集落が57%となっております。また、話し合い活動に女性や若者などの世帯主以外の参加も含めて、そういった話し合いが活発となる集落協定が39%となっております。話し合い回数につきま

しても、平均で 1.8回から 4.2回へ 2 倍以上にふえているという特徴がございます。

次に17ページでございます。ここにつきましては、先ほどの4ページと同じ中身を掲載いたしておりますので、中身は省略させていただきます。

次に18ページでございますが、多面的機能の増進活動に対する取り組みの変化でございます。ここでは国土保全活動が活発になったとする集落協定が48%、保健休養機能を高める取り組みが活発となったとする集落が37%、自然生態系の保全に資する取り組みが活発になったとする集落協定が17%というふうになってございます。集落の実情に応じた取り組みを1つ以上選んで取り組むように、と位置づけられているわけでございますけれども、営農に関わりのある取り組みの方が、割合が高いという傾向が出ているものでございます。

それから、19ページでございますけれども、生産性・収益の向上を目標とした取り組みによる変化の状況でございます。ここでは、機械や施設の共同利用が活発になったとする集落協定が31%、それから集落内の土地利用調整が活発になったとする集落協定が32%、収益向上の取り組みが活発になったとする集落協定が27%というふうになってございます。

さらに、農作業の受委託面積について、でございますけれども、3万 9,000haから5万 5,000haへ1万 6,000ha、増加をいたしております、1 ha当たりの平均面積も 1.2haから 1.7haへと約 1.4倍にふえてございます。これらの取り組みも着実に進んでいることがうかがえるわけでございます。

次に20ページでございます。担い手の定着等を目標とした取り組みによる変化の状況でございます。農作業受委託等を行う担い手等との連携が活発になったとする集落協定が27%、認定農業者や農業生産法人などの担い手の育成への取り組みが活発になった、とする集落協定が22%となっておりまして、締結前から活発に行われているというものを含めると、いずれもおおむね3割程度の集落協定で活発な取り組みが見られる現状でございます。

また、認定農業者数につきましては、トータルで約 8,000人増加をいたしてございまして、1 協定当たりの平均認定農業者数は1.23倍に増加をいたしてございます。左下の方に全国的な認定農業者に関する指標などを掲載いたしてございますけれども、一般には担い手の定着等が、平地地域などと比べまして難しいとされております状況の地域としては、それなりの着実な取り組みが行われていることがうかがえるところでございます。

なお、新規就農者も 4,000人が参入いたしてございまして、利用権の設定面積の約1万 4,000 ha増加をしているという状況になってございます。

次に21ページでございます。集落営農組織の一定の取り組みによる変化でございますけれども

も、集落営農組織が育成されました集落協定は6%ございまして、また、43%の集落協定では集落営農組織の育成に向けての検討がなされているところである、という結果が出てございます。今後とも計画がないというのが40%ほどを占めております。

それから、22ページでございますけれども、集落協定のカバーする集落の範囲との取り組みによる変化の状況との関係でございますけれども、1協定当たりの集落数が多いほど、各種の集落活動が活発であるという傾向が見られてございます。

次に23ページでございますけれども、集落の高齢化率との関係でございます。ここで高齢化率というのは、65歳以上をメルクマールにしてございます。農家世帯の高齢化率によりまして集落協定締結前後の変化に差があるかどうかについて見てみますと、高齢化率が高い集落におきましては、取組状況自体が若干低い傾向が出ているわけでございますけれども、協定締結前後の変化を見ますと、ほぼ同様に変化が生じている状況がうかがえるところでございます。

次に24ページに参りたいと思います。集落の農業生産活動に関する体制がどのように変化したかということでございます。ここでは、意思決定システム、それから地域資源管理システム、営農システムと呼んでございますが、ここでは便宜上、そう呼んでございますが、左の下にございますように、16ページないし20ページまでの設問におきまして、活発に行われるようになったという答えが行われているものにつきまして、意思決定システムが変化をしたというように、ここでは整理をしているものでございます。それによりますと、集落の話し合いなどの意思決定システムが変化したというものが80%、それから農地や水路・農道等の地域資源管理システムが変化したというものが67%、それから農業生産活動の継続に向けた営農システムが変化したというのが60%となっておりまして、すべての集落協定の約9割において、何らかのシステムの変化が見られるという結果が出てございます。

また、3つのシステムすべてに変化が見られる集落協定の割合が4割となっておりまして、農業生産活動等の体制整備が、それなりに進んでいるという状況がうかがえるものでございます。

それから、25ページでございますけれども、集落の農業生産活動の継続に向けたステップアップの状況でございます。協定の締結を契機といたしまして、各集落が体制整備に向けてどの程度変化したか、変化の程度を見ているものでございます。集落協定の締結前は、46%の集落協定におきまして、左側の真ん中あたりに質問項目がございますけれども、46%の集落協定で、どの質問項目についても活発な活動が行われていなかったと回答しているところでございます。それに対しまして協定締結後は、いずれも活発でないとする集落協定は3%まで大きく減少し

ているところでございます。

また、左側の下の方に採点票のようなものをつけてございますけれども、設問の1から7までにつきまして、便宜上、活発というのを1点、それから不活発というのを0点にいたしまして、7つの質問項目についての変化の状況を点の位置づけを試みてございます。これは質問項目によって、ウェイトづけが本来あるべきでございますが、ここでは単純にそれぞれ平等にウェイトづけをしているものでございます。それによりますと、協定締結前は、点数が4点以上の集落協定は6%にすぎなかったものが、締結後は37%になってございまして、全体としてみればステップアップが図られている状況が、試算の上では見られるというものでございます。

それから、次に26ページでございます。交付金の配分について、でございますけれども、共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するという観点から、市町村長はおおむね2分の1以上集落の共同取組活動に当てるよう指導することというのが、要綱要領上に定めておりまして、これは幅を持たせたソフトな指導という位置づけが任されているものでございます。共同取組活動への配分割合別の協定数を見ますと、共同取組活動への配分を40%以上60%未満行っているというものが一番多くなってございます。また、すべて共同取組活動に配分しているという協定のある一方で、個人に配分しているという協定もあるところでございます。

協定取組分の交付金の活用状況でございますけれども、道路や水路・農地の管理費に最も多く使われているという結果が出てございます。この下の表の右上の方の表でございます。

それから、右下のグラフでございますけれども、北海道、沖縄におきましては、その他というものの支出割合が高くなってございますけれども、北海道では畜舎の内外の環境整備、町全体の農業振興のための基金への充当、事務委託費などになってございます。また、沖縄では共同防除のための農業の一括購入などが、その内容になってございます。

また、積立繰越というものがございますけれども、字が小さくて申しわけございませんが、細かい枠の右端の部分でございます。この内容につきましては、共同利用機械ですとか、施設整備のための積立、また災害時や離農者の農地の保全のための基金などといったものが、その内容になってございます。

次に27ページでございますけれども、これは交付金を共同取組活動に重点的に配分いたしております協定と、個人配分に重点的に配分している協定の、その2つを事例として挙げさせていただきます。

それから、28ページでございますけれども、これも事例でございますが、都市住民との交流ですとか、生産基盤の整備など、他の中山間施策と連携している事例を紹介いたしてございま

す。

それから、次に29ページでございます。個人配分額におきます農家の生産活動等への交付金の活用状況でございます。協定参加者1人当たりの個人配分額を見ますと、全国平均では3万9,000円、都府県で3万5,000円となっております。北海道では15万円となっているところでございます。個人配分によって、どのように状況が変わったかということについて、九州農政局で抽出調査を行った結果でございますが、農業や生活の変化につきましては、畦畔などの草刈り回数が多くなった、あるいは屋敷や農地の周辺をきれいにするようになった、農業生産意欲がわいてきたと答えた農業者が多くなってございます。左下のグラフが、それをあらわしてございます。

また、使途について、でございますけれども、右側のグラフの真ん中の分でございますけれども、農業経営費に充てたと答えた農業者が多くなってございまして、その内訳は肥料ですとか、農薬、その他の資材費というふうにとらえている農業者が多いという状況でございます。

次に30ページでございます。集落協定の規模別の取組状況でございますけれども、農用地の面積別の協定数は、都府県では1ha以上5ha未満が5割、20ha以上の階層は1割となっておりますけれども、これに対しまして、北海道におきましては20ha以上の層が約7割を占めているという状況でございます。

次に31ページは規模別の協定活動の実施状況でございます。これを見ますと、若干ではございますけれども、集落協定の面的規模が大きくなるほど、より多くの農業生産活動等の取り組みを協定に位置づけているという傾向が見られるところでございます。右側のグラフも同様でございますが、生産性収益の向上ですとか、担い手の定着等の取り組みにつきましても、規模が大きいほど多くの取り組みを協定に位置づける、という割合が高いという状況が出てございます。

それから、32ページでございますけれども、規模別の協定締結前後の変化の状況でございます。集落内の話し合いの回数、それから水路・農道等の管理のための共同作業の回数、農作業の平均受委託面積、集落営農組織の育成状況といった項目のいずれにおきましても、集落協定の面積規模が大きいほど、話し合いの回数などを見ますと、活発な取り組みが行われているという傾向がうかがえるところでございます。

次に33ページでございますが、規模別の交付金の活用状況でございます。わずかではございますけれども、面積規模が大きな集落協定ほど、共同取組活動への配分割合というものが大きくなる傾向にございます。また、規模が大きな集落協定ほど共同利用機械の購入、また共同利

用施設の整備といったような、投資的な経費の割合が高くなるという傾向が出てございます。

それから、34ページ、これは営農上の一体性の適用状況というものでございます。本制度の対象農用地につきましては、対象となる農用地の要件といたしまして、1 ha以上の団地であること、というのが原則になっているわけですが、耕作者、受託者などが同一であるといったような営農上の一体性という要件を満たす場合には、複数の団地をあわせて1 ha以上になれば、それも対象にできるという仕組みになっているところでございます。字が細かいですが、左下に、それを詳しく書いてございます。こうした複数の団地をあわせて1 ha以上あれば対象の農地にできる、といった場合の要件を活用しているものにつきましては、全集落協定のうちの60%となっておりまして、地域によってばらつきがあるという状況が出てございます。

それから、35ページでございます。共同取組活動での多様な主体との連携の状況でございますけれども、対象農用地を持たない農業者ですとか、あるいは非農業者が参加している集落協定の割合は、北海道では49%という高い割合を示してございます。また、面積規模が大きな集落協定ほど、対象農用地を持たない農業者ですとか非農業者が参加している協定の割合が高いという傾向が出てございます。

それから、36ページでございますけれども、ここでは共同取組活動での多様な主体との連携の事例を挙げさせていただいております。

次に37ページでございますけれども、個別協定の取組状況でございます。これにつきましても前回ご説明させていただいておりますが、認定農業者等の個人が協定締結者の8割を占めておりまして、農業生産法人が個別協定締結者の1割となっているというものでございます。

それから、38ページが個別協定の事例を紹介させていただいております。

次に39ページでございます。制度の対象地域に関する検証ということでございます。まずこの前に、41ページをちょっとごらんいただければと思いますけれども、本制度の対象地域と対象農用地の関係を整理してございます。41ページの左側の上でございますように、まず対象地域といたしまして、地域振興立法8法の指定地域内であることという、これは自然的、経済的、社会的条件のすべてが不利な地域であるということが、まず要件として掲げてございます。そのほかに、対象地域の特認といたしまして、特認地域が、この下にございます。地域の実情に応じて都道府県知事が指定する条件が不利な地域ということでございます。そうした対象地域のうちで、対象農用地の要件というのが、もう一段かかってございまして、それが右側でございますように、通常の基準として急傾斜、あるいは自然条件により小区画、不整形な田ですと

か、草地率の高い農地、また市町村長の判断によりまして、緩傾斜ですとか、高齢化率、耕作放棄率が高い農地というものが対象にできるということになっております。そのほか、対象農用地につきましても、都道府県知事が特認基準を定めまして、上の通常基準以外のものも指定できるという仕組みになっているものでございます。

39ページに戻っていただきたいと思います。ここはこのような、若干複雑な仕組みになっておりますので、ちょっと恐縮でございますけれども、都道府県知事の特認につきましては、先ほどの8法の地域内で特認基準を設定している県が、沖縄県と鹿児島県になってございます。また、先ほどの8法の外で特認地域で対象農用地を設定しておりますのが、44の都道府県となっております。こうした特認につきましては、すべての協定締結面積の8.7%を占めているという状況になってございます。

こういった特認の要件といたしまして、面積の上限が設けられてございまして、農振農用地面積の5%に相当する面積以内と、ちょっと大ざっぱに申しますと、そういった仕組みになっておりますけれども、その上限から見ますと、枠の消化率というのは、全国的に見ますと25%ぐらいということで、地域によって差はございますが、枠の活用は低い状況ということになってございます。

それから、次の40ページのところをごらんいただきますと、特認基準の設定の状況というもののを整理してございます。

それから、次の42ページの方に参りたいと思いますが、交付金の交付対象となる農用地に関する検証でございます。ここでも先ほどの認証のところにもございましたように、緩傾斜の農用地につきましては、市町村長の裁量によって対象農用地とできるということになってございます。例えば、田でいいますと100分の1以上のところが緩傾斜になってございます。急傾斜が20分の1以上というものでございます。これを対象にしている市町村数が交付市町村数の75%を占めているというものでございます。

それから、もう一つの市町村長の裁量になっております高齢化率、耕作放棄率が高い集落に存する農用地というものにつきましては、19%という状況になっているというものでございます。こういった緩傾斜の農用地につきましては、北海道とか沖縄といったような比較的平地の多い地域では指定割合が低いという傾向が出てございます。

次に43ページでございますけれども、農振農用地区に編入されまして対象農用地の要件を満たすようになった農用地の状況でございます。平成14年度までに566の市町村におきまして1万1,300haが農振農用地区域に編入されてございます。平成12年度から14年度までに全国で2

万 5,000haが新たに農振農用地区域に編入されてございますけれども、そのうちの45%が本制度を活用したものであるということで、優良農地の確保にも寄与しているということがうかがえるものでございます。

44ページでございますけれども、限界的な農用地の活用の状況でございます。先ほどもご紹介申し上げておりますけれども、現行対策の5年間のうちに 415haの耕作放棄地の復旧と、27 haの林地化というものが協定に位置づけられてございます。面積的には少なくなっておりますけれども、積極的な取り組みを行っている町村も、中には見られるという状況でございます。

それから、45ページと46ページにおきましては、耕作放棄地の復旧の事例を紹介いたしてございます。

次に47ページでございますけれども、協定の期間について、でございます。現行制度では5年間ということになっておるわけでございます。アンケート調査結果によりますと、5年という期間はおおむね妥当であるという回答が5割と、最も多くなっております。次いで、効果を上げるためには、もっと長期でもよいというのが3割、あわせると9割が5年以上が適当という結果が出ております。中に5年が長いというご意見もございますが、この調査によりますと、1割程度にとどまっているという状況でございます。

それから、48ページでございます。交付金返還の免責事由でございますけれども、免責事由に該当して交付金が廃止になった事例を挙げさせていただいてございます。

それから、最後は49ページでございます。交付金交付の終了の状況でございますけれども、交付金の交付が終わった件数と、その理由でございまして、件数としては取り上げた協定が48協定となっております、その主な理由としては、交付対象農家と非交付対象農家との利害調整が不調となったというもの、あるいは米の生産調整が未達成になったというものなどがございます。

なお、本制度には卒業という概念がございまして、いわゆる交付金がなくなっても集落全体として農業生産活動等の継続が可能になったというような状況が卒業ということで、交付金を終了することになっておりますけれども、それに該当して交付金の交付が終了したものはないという状況でございます。

それから、資料2に移らせていただきますけれども、1枚紙でございます。中山間地等直接支払制度の交付金交付の仕組みということで、前回、この検討会で村田委員からご質問があった資料でございます。

資金の流れといたしましては、市町村が交付金を交付するのに必要な財源に充てるために、

都道府県に資金を造成することになってございます。この資金に対しましては、資金は国からの交付金を財源といたしているわけでございます。都道府県は、この資金と自らの都道府県の負担分をあわせて市町村に交付金を交付いたしまして、市町村は、国と都道府県から交付された分とあわせまして、市町村負担分を加えまして、集落へ交付金を交付するという仕組みになってございます。この都道府県の資金におきましては、手上げ方式という本制度の仕組みから、国の方でも補正予算を組まなくても交付金の交付が円滑にできるようにということで、資金が設けられているというものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明について、まずご質問、ご意見がありましたら伺いまして、それから本日の主要な議題である検証についてのご意見を賜りたいと思います。膨大な資料で、なかなか一度に全体の姿を理解しにくいのかもしれません。締結されている協定についての地域別とか規模別の指標とクロス分析をした結果なども紹介されておりますが。

どうぞ。

○松田委員 23ページの⑧の集落の高齢化率との関係というところで、集落協定における農家世帯高齢化率の指標をつくっておられますが、これは、農家世帯高齢化率というのは、農業センサスか何かに見られる人口の高齢化率ですか。それとも世帯主の高齢化ですか、農家世帯高齢化率というのは。大体、高齢化というのはわかるんですけども、正確な意味を。

○地域振興課長 ちょっと、今、定義を確認しております。

○松田委員 余り大きな問題ではないんですけども。

○佐藤座長 これは多分、協定を結んでいる各世帯主。

○地域振興課長 失礼いたしました。農家人口でございます。

○松田委員 農家人口の中の高齢化率。

○地域振興課長 はい。

○佐藤座長 どうぞ、お願いします。

○村田委員 質問なんですけれども、個別協定の要件というのはどういうことだったんですか。ちょっとおさらいして……

○佐藤座長 そうですね。

○中山間地域振興室長 認定農業者等が作業受委託をやると、委託者との間で、受委託関係を結ぶということでありまして。要領上で読みますと、「認定農業者等が農用地の権限を有

する者との間において利用権の設定等、あるいは基幹的農作業のうち、3種類以上の作業の受委託について締結されるものである」ということでございます。この場合の「認定農業者等」の「等」とは、第三セクターとか、そういうものでございます。

○地域振興課長 なお、一団の農用地すべてを耕作している場合ですとか、あるいは都府県では3ha以上耕作するというような場合には、自作地も協定の対象農用地に含めることができるとなっております。

○佐藤座長 ほかにいかがでしょうか。

○澤井特別委員 質問ですが、26ページの活用状況のところ、基金の「繰越」という欄がありますね。説明では、施設整備のための積立、災害時や離農者農地の保全と書いてありますが、期間的には、例えば何年でも繰越してもいいのかどうか。使途が決まらないで遊んでいる、または使途を決めない基金というのは本当はないのかどうかです。ただ積んであるというだけの状態のものはないのでしょうか。

それから、もう一つ、それと関連して、交付金の有効活用という意味で、ちょっと聞いているのですが、29ページで、今まで受け取った交付金の使途の中に「貯蓄」というのがありますが、貯蓄というのは、交付金をもらって、それを自分の貯蓄にしているということですか。交付金の使途として、こういうのが認められるのかどうかですね。本来の交付金の目的なり有効活用から見て、こういうのは財政的な効率性の上で非常に問題を含んでいないかというのが1つです。

もう一つ。47ページの年限の協定期間ですが、結果としては5割以上が5年で適当、もっと長い方が良いが4割近くあるわけですから、9割が5年以上ということですが、この結果をそのままのみにしていいのか。例えば25ページで、ステップアップの統計があって、これとクロスして考えていたのですが、一方では0点とか1点とか、ほとんどステップアップしていないというか、成果が上がっていない対象がこれだけあって、しかし、一方では大多数は5年よりもっと長い方が良いと言っている。どういうふうにかえたらいいのかちょっとわからない5年間という期間で無理しているところがないのかどうかです。5年のもかければもっとステップアップの方に反映してもいいような気がします。その辺の見方がわかれば教えていただければと思います。

○地域振興課長 積立、繰越の関係でございますけれども、これは、協定期間内であれば、決めないでプールしておくことも可能と……

○澤井特別委員 もらってからずっと、期限終了まで基金に入っているという状態もあり得

るわけですね。

○地域振興課長 はい、あり得るということでございます。

○澤井特別委員 その分、眠ってしまっているということですね。

○地域振興課長 眠っているといえますか……

○澤井特別委員 目的があるのでしょうか。

○地域振興課長 協定によって個人配分はもちろん可能なわけありますので、たまたまそんな事情で支出ができなかったような場合に繰り越すということもありますし、積み立てて何か共同購入するというような場合もあろうかと思えますけれども、終了していませんので、そういう中でお金が余ったというような状況が出てくるのかも、まだわからない状況でございます。多分、それは本来は個人配分にしても一向に差し支えがない分を、共同で何かやるという場合も必要で、とりあえずプールしているという場合もあろうかと思われますので、そこは、まだ今の時点では、最終的にどういう扱いかはわからない状況でございます。

○澤井特別委員 個人配分されれば、あとは貯蓄にしようが何にしようが、それはお構いなしと……

○地域振興課長 個人配分の分の、受け取った交付金の使途ということでございますけれども、もちろん金に色目がないのは当たり前のことでございますので、農家の意識の問題だろうと思えますけれども、もらったお金で、何とか貯蓄までできるようになったというような受けとめ方かなと思っておるんですけれども。

○中山間地域振興室長 5年間のものですけれども、これはまず、調査がそれぞれ違うということもあるでしょうし、統計の方は13年ということもあるんですけれども、あるいはさっき言われた0点・0点というのがあるんでしょうけれども、ゼロといっても、全く活動をやっていないという意味ではなくて、最低限の面的な管理はやっているわけです。その中で、さらに上乘せとして活発にやるようになったのがありますかということなので、その辺、もうちょっと詳細に見ていく必要があるかもしれませんが、面的にちゃんと管理するという意味では、5年間ぐらいでもいいんじゃないかというような考え方があるとは思いますが。

○澤井特別委員 25ページのステップアップの資料で、特に成果が上がっていないという、理由がわかるという部分との関係ですね。年数ではないとすれば、別のところで何か農家側に原因があるのか、そこが知りたいですね。

○計画部長 この辺の話は、確かにこの調査だと、5年以上でいいやという感じなんです、現実には市町村からの要望なんかでは、あるいは県からの要望では、5年は長いという意見も実

際には相当ございます。ちょっとしんどいな、5年間、口を出さないで守らなければいけないとすると、途中で切られたら補助金返還になりますので、それはつらいなという声が幾つかございます。

それと、基本には成果との関係では、当然まずは耕作放棄を出さない、面をしっかりと管理するということは当然の前提としてあって、さらに集落活動を活発化したとか、営農活動を活発化したのは、この制度の、ある意味では期待以上の効果である部分でもあるのかなという気も、ややしておりまして、そういう意味ではプラスの上乗せの効果であろうという気持ちは、ある意味でございます。

○佐藤座長 守友委員、お願いします。

○守友委員 ただいま澤井委員の29ページの貯蓄の問題ですが、実はこういう調査というのは余りなくて、農政局で2,000人弱の統計をとったというのは、これは非常に貴重なデータだと思います。私は逆に農業経営費と肥料農薬が結構あるので、ほっとしたという気がするんです。そういう面で中山間地域は経営上のコストがかかるということが趣旨ですから、その意味では、趣旨に合った使い方をしていると思います。ただ、おっしゃるとおり、貯蓄もありますが、総体的に見ると健全な使い方をしているということですね。ですから、それに付随的に貯蓄の問題とか、幾つかチェック項目あるということです。総体としては、肥料、農薬とか、機械、資材、当然かかる部分ですね。こういうところに使っている点をまず評価した上で、次の課題が出るかなというのが素朴な感想です。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。ほかに何か。――どうぞ。

○小田切委員 検証の内容にもかわるんですが、少し技術的なことなので、あらかじめお尋ねします。その前に、いまの25ページのステップアップの問題は、逆に先ほどもありましたように、この制度自体は適切な農業生産活動の継続ということに重点が置かれておりますものですから、ある意味では、次期対策といいたいでしょうか、今後どういうふう新しい制度を設計するかという時に関わる課題かなというふうに思っています。そこでベーシックな用語について確認させていただいたんですが、1ページの右側の資料が、農業振興地域土地利用統計という資料をお使いになっているんですが、ここにおける耕作放棄地率の、この定義をお尋ねしたいというふうに思います。

というのは、私、いろいろな場でも申し上げているんですが、実は少なくとも農林業センサスにおける耕作放棄地という、この定義には大きな問題があります。この定義は、1年間耕作をせず、そして今後数年間耕作の意思がないものを聞いておりますが、大変重要なこととして、

原野化した土地は除くという条件があります。つまり耕作放棄といっても、その範囲は非常に狭いものであって、例えばこの資料でいえば、3ページに写真がございまして、左下の写真ですが、Y県T村、ここに私自身も行ったことがあるんですが、果たして、この写真に写っているのは統計上の耕作放棄地なのかというと、恐らく耕作放棄地にはカウントされていないものだろうというふうに理解しております。

1ページの左の方がセンサス、右の方が農業振興土地利用調査統計であります。センサスで7.1%の耕作放棄率というのは、過小評価でありまして、そういう意味でこの直接支払制度が少なくとも厳密に機能している限り、耕作放棄率が0%であり、この7.1%と0%の乖離はもっと大きいはずだろうというふうに思います。

その点でいえば、この制度自体の過小評価につながる可能性があるものですから、そういう点での、この耕作放棄地の定義を、センサスと同じであるのかどうか、あるいは原野も含めたようなくりでとっているのかどうか、その点、確認させていただきたいと思います。

○中山間地域振興室長 耕作放棄地の定義におきましては、両調査において同じであります。

1年以上耕作をせず、ここ数年の間に再び耕作する明確な意思のない土地ということであります。ただ、調査対象というのは、センサスは農業者の申告であり、右側の土地利用統計のものにつきましては、市町村担当者に聞いているということで異なっている。さらにセンサスは5年ごとの調査でありますけれども、土地利用統計というのは平成10年度から毎年度実施しているということであります。

○小田切委員 そうすると、先ほど申し上げましたように、耕作放棄地というのは過小評価されている。そのことを通じて、この制度対象農地の耕作放棄地0%という、非対象農地との格差が過小評価されている。こういう考え方は正しいでしょうか。

○中山間地域振興室長 確かに荒廃地については、両調査とも必ずしもとられているものではないという印象は持っております。

○小田切委員 結構です。

○佐藤座長 今のご議論だと、原野化されて耕作放棄地としてカウントされていなければ、もう一度農地に起こしても、この直接支払は全く効果がなし、というふうに判断されてしまうということになるということですよ、過小評価というのは。

○小田切委員 農地面積それ自体は増加しますから、そちらの方でカウントされる。耕作放棄地の減少ということではカウントされないということになります。そういう意味では、農地面積の減少率を使って対象の農地と非対象農地を比較するというのが最もわかりやすい考え方だ

ろうというふうに思います。

○佐藤座長 重要なご指摘をいただきました。

ほかに……。内藤委員。

○内藤委員 49ページで「卒業」という言葉があります。そのうちの③に「農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合」と書いてございまして、今のところ1人もないという話です。この都市部の勤労者一人当たりの平均所得というのはどのくらいになるかというのを、都市の勤労者としては興味のあるところでございまして、これはよく議論になりますのは、農家の方は土地、住宅、その他お持ちですけれども、都市に住んでいる勤労者は、そういったものも含めて自分で確保するために、かかっているお金がちょっと違いますので、そのあたりの基準になって計算されているところが、どんなぐあいなのかというのは、私どもの方でも時々議論するところでございまして、平均所得というのをどういうふうに出していращるんでしょうか。

○佐藤座長 すぐお答えできますか。

○地域振興課長 つかみでとりあえず申し上げますと、これは500万ないし600万ぐらいということだそうでございます。

○内藤委員 ちょっとそれでは、なかなか……。それと農業者の所得の把握は、勤労者みたいに100%つかめておりませんで、農業者はご自分の申告ですよね。そうしますと、そういうことを考えると、農家の方のこともわからないではないんですが、五、六百万といわれると、なかなかそんな金額にはならないかなと、私たちの生活で五、六百万というのと全然違う感じがいたします。ですから、どういう基準で五、六百万にしたのかというのを、もし、お聞きできれば……。

○佐藤座長 では、調べてください。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 ちょっと初歩的な質問で、教えてもらいたいですけれども、1ページの、小田切さんが質問したところの、右側の下の表に「(農振地内農地)」と。「白地」というのは一体何を意味しているんですか。

○計画部長 農振制度の中で、特に優良農地として守るべき地域を農用地区域として市町村が指定することになっています。ここは基本的には転用してはいけないというところです。「農振の白地」と普通称しているんですが、これは農用地区域以外のことを農振と……。

○服部委員 そうしますと、そこの図を見てみると、中山間地域で、耕作放棄されている土地

というのが、何か非常にわかりにくいところがあるんです。この表で、だんだん中山間地域がふえていますよね。中山間地域ではパーセントがふえてきている。

○計画部長 この表の、まず上の部分が農振農用地区域内農地です。下が農振の白地、先ほど言いました農用地区域外の方ですね。本制度は農振農用地区域を対象にしておりますので、下の部分は本制度の対象にはなっていないんです。あ、そこでも減っているではないかと……

○服部委員 いや、そうじゃなくて、中山間地域において農振地域以外での耕作放棄地のみですか。そういうことでしょうか。上の方では、それが農振農用地域内の耕作放棄率の比率は、これは減っていますよね。そのところに、この制度の意味が示されているというふうに、上の表がふえるんですよね。それに対して下の表の場合に、農振農用地区域外のところの中山間地域における耕作放棄地の比率が、2002年度までは少しずつ伸びてきているんだけれども、2003年度において、それが減少したということですよ。

○計画部長 この表自体はそういう意味です。

○服部委員 だから、確かに下の図が対象にしている白地、そういうところが、この制度の対象の地域じゃないというんだけれども、そこで耕作放棄地が、昨年度は伸びてきたというのは、それをどう考えるかということなんです、聞きたいのは。この制度の対象外だから、いい、知らないと考えるものなのか、あるいはそれは耕作放棄地であることに間違いはないんだから、それも考慮に入れなければならないことなのか、そこはどうなんでしょうか。

○計画部長 そのあたりは、まさに、いわゆる農用地の確保というのは、どこの農用地を守るのだという議論というのは、やはりいろいろな話がそもそもございます。ある意味では食料の安定供給みたいな観点からすれば、すべての農地はまずは守るべきだという発想の考え方も、ある一方においては極めて強い考え方としてございます。そうは言っても、余りにも、それこそ条件の極端なところ、限界ですというようなところまで守るのかと。むしろ、その中で将来とも農地として利用すべき優良農地を守るべきではないか、という考え方が一方にあり、優良農地は何かと、さらにその議論がいろいろございます。制度的には、既存の制度では農振農用地は優良農地という位置づけになっておりまして、それは制度的に守られている。とは言いつつ、それ以外も守るべきであるという、先ほど申し上げましたようにありますが、だんだん私も混乱してきましたけれども、例えば、今度の新しい基本計画の見直しの中でも、農地制度への検討を進められておりますけれども、その中でもどこを守るんだろうということは、それは大きな議論になろうかと思っております。

そういうことの中で、現在の仕組みはこうであるんですが、正直、今回のこの検討会で、そ

かをどうすべきかというご議論もいただきたいと思いますけれども、現実的に考えると、どこでも守ろうという発想には制度の対象としてはなかなかならない。ただ、耕作放棄地を解消する手法として、全体としてどうすべきか、この制度以外も含めて、それはそれで、またいろいろな考え方があるのだらうと思います。

○佐藤座長 これをどうするかというのは、今後の課題だと思いますが、服部委員もご参画いただいて議論したように、この制度設計をするときには、農振地域の中の農用地区域だけにしておりますので、この検討会はとりあえず、外れたものは、今後の課題として議論させていただきたいと思います。

○服部委員 ただ、私がちょっとあれしたのは、対象外にしているところでの耕作放棄地が非常に伸びているでしょう。

○佐藤座長 最近では減っているという数字でございます。

○服部委員 昨年度までは、中山間地域は伸びていますよね。だから、こういうところはこういうぐあいに考える必要があるのか。対象外だから、放っておいて考えればいいというものなのか。しかし、考え方によっては、耕作放棄地がそういうものが出れば、文字通り、自然環境の劣化なり、国土の問題を逆に出すような危機感はないのかなと、その辺のことはどう考えたらいいのかということなんですね、私の聞いたかったのは。

○佐藤座長 その議論はもう終わりにしたいと思います。今後の課題として受けとめていただいて、この委員会としては、ここでとめたいと思います。すみません、ご了承ください。

次の問題に移ります。どうもありがとうございました。時間がだんだん押し迫っておりますので。

○地域振興課長 さっきの内藤委員のご指摘に対して……。

まず、都市の勤労者の所得でございますけれども、総務省の家計調査年報で各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得というのが出てまいりまして、都市勤労者の方はそれを用いております。それから、農業者の所得の方でございますけれども、確定申告に基づく農業所得と専従者給与から負債の償還額というのを差し引きまして、それらを農業従事者数で除して得た金額というふうに、算定式が一応確定申告などをもとに出すということで、算定方式を明記しております。

○内藤委員 それはわかりました。ただ、勤労者の中の家計調査の中で、住居その他にかかる費用、そういったものの考慮はなされたのでしょうか。全部出ていないですね、それは多分。

○松田委員 と思います。出されていない。ただ、家計調査はサンプリングの問題があるとい

うことを言われていますけれども、多分、比較するデータはそれしかない。全国規模で比較できるのは、それしかないと思います。

○地域振興課長　ちなみに、先ほど、「卒業がない」と申しあげましたのは、集落レベルでの話でございまして、個人では一応3名の方が、これに該当してございます。

○内藤委員　これは個人で、要するに集落の部分と個人の部分が、先ほどおありになるという話だったんですが、個人の部の方は終了者がいたと。

○地域振興課長　はい。

○内藤委員　集落は皆さん一緒ですから、その部分ではなかったということですね。

○地域振興課長　はい。

○内藤委員　もう一つ、今いった家計調査の部分では、都市勤労者からすると、金額的に合わなくて当たり前の話で、その点がちょっと数字が上ではないのかという部分がありますので、今度のときに、お聞きしたいと思います。私の方も調べたいと思いますので。ありがとうございました。

○佐藤座長　どうもありがとうございました。

きょうの本題にかかわる議論の時間がだんだん少なくなってしまったんですが、制度の検証について、ご意見をいただきたいと思います。

この参考資料1についてご説明を特にいただかなくてよろしいですか。前回、各委員会からのご意見を踏まえて、どういうふうに取り入れたというご説明、いいですか。

○地域振興課長　はい。前回に説明させていただいておりますので……

○佐藤座長　各委員の意見についての対応、よろしいですか。

○地域振興課長　はい。

○佐藤座長　では、参考資料1というのを見ていただきながら、前回をもう一度思い起こしていただきたいんですけども、非常に重要な意見が幾つか出ていたと思います。

検証するということでは、いろいろなスタンスでの検証の仕方があると思うんです。その中で非常に重要なお指摘をいただいたと思うのは、小田切委員からの、政策意図、政策目標は一体何なのか、きちんと明確にされているのだから、その枠できちんと検討すべきではないかというご意見。僕は、それはかなり基本的なご意見だと思って理解しておりますが、それについて、そうじゃない、もっと広げるべきであるというご意見もあるかもしれませんので、それを踏まえてご意見いただきたいというのと、野中委員から、直接支払の検証といっても、まさに総合対策ということで、いろいろな関連する事業を導入してやっているところもある。それも

考慮して、きちんと検証しないと、誤ったことになるというご意見だったと思うんですが、ただ、それをどう切り分けるかが非常に難しい問題があるので、そういう合体されたものとして効果があらわれている中で、直接支払だけをどう切り離して理解したらいいのかという難しさはありつつも、その辺をどう考えたらいいのかということも踏まえて、ぜひ、ご意見をいただきたいと思います。

○松田委員 評価と検証の方法に関わってなんですけれども、今度の資料を見せていただくと、評価できるという部分と、しかし、ちょっと待って、評価に当たっては考えなければいけないという部分とあると思います。最初に評価できるという点は、本制度の目的が、その地域の農業生産の維持という、まず維持ということだというふうに考えれば、例えば24ページ等の資料で、集落の社会関係が回復してきつつあるという、回復できるという意味では、これは評価ができるのではないかと思います。また、農業生産に関しましても、先ほど、よく話題になっていました25ページのクロス表で、相当部分がプラスになっているという点では評価できるのではないだろうかと思います。

ただ、その中でも高齢化の関連で、先ほどの23ページなどで見ますと、高齢化が進んでいるところでは、これ以上の農業生産のプラスとかディベロプメントという点からみると、ちょっとちゅうちょされているなということもわかりますし、それから、32ページ、33ページあたりでしょうか、規模が小さい場合には、農業生産の展開というものにちゅうちょが見られるような気がします。でも、全体として維持という点からすると、5年間で一定の成果が見られた制度なのではないかというふうに見ました。

ただ、問題点は、最初の2ページでも、効果がないというのが数パーセントありますよね。数パーセントというのは、3万の中では結構な数になると思います。それから、先ほど、私が持続しているというふうにいいました24ページの集落社会関係という点でも、変化がないといっておられる方たちの協定がありますし、先ほど澤井先生たちが問題提起なさいました25ページでも、前も0点、今も0点というのが1,002ケースございます。こういうケースについては、すべてを精査するのは難しいかもしれませんが、なぜなのかという個別事情を踏まえておかないと、評価できるといっても、個別事情を踏まえた上で、全体を評価する必要があるんじゃないかと思います。したがって、次の作業としては、0点・0点のようなケースの個別事情を何らかの方法で知る必要があるのではないかなということです。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

お願いします。

○野中特別委員 今回の意見と関連するものですが、きょうの資料を見させていただきますと、前回も同様ですが、全体的に本制度について、かなり効果が高いというアンケート調査が出ているわけですが、ある意味では、意地悪く言いますと、一応お金をいただいてやっているわけですから、集落の責任者として、なかなか効果がないという回答は、よほどのことがないといけないというふうに、私が見ているというよりも、そういうふうに見られる可能性もあるというふうに思うんです。

そこで、例えば、いろいろ議論になった24ページの表なんかを見ましても、先ほど、アンケート調査で効果がないというのは数パーセントだったけれども、ここで見ると、例えば、意思決定システムなんかでも、変化がないのは6と11.8で18%ですね。営農システムでは39%と、かなりの率に及ぶわけです。地域資源管理システムなんていうのは、多面的機能ということで、やや抽象的というか、もう一段ランクが高いような気がしますので、この辺の効果が出ていなくても仕方ないんですけれども、しかし、意思決定システムなんていうのは、皆さんで話し合って、どうしていこうかということですから、ここにおいて18%も変化がないと言っているというのは、かなり大きな意味があるのではないかという気がいたします。

この制度は全体でうまくいっていると思いますので、そこはいいと思いますけれども、検証の際にはアンケート上というより、なかなかうまくいっていない、あるいは変化はないということについて、今の松田委員のご意見と同じなんです、少し分析してみる必要がある。今のご意見では個別事情とおっしゃいましたが、私は、もう少し、個別事情というよりも、かなり基本的な、そこに共通する何らかの要因があるような気がするわけです。ですから、うまくいって評価するというのは大半の意見ではあるけれども、しかし、そうでないところについて何らかの要件を変える必要があるとか、そういう議論に当然なってくると思いますので、その辺について、私は個別事情というよりも、もう少し分析的な検討が必要ではないか。そうでないと、国民の皆さんに対して、少し説得力がないんじゃないかという気がいたします。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

その辺については、事務局はどうですか、一千何がしのサンプル数になるんだけれども、何か……

○地域振興課長 個別にどの理由で何件ぐらい、というところまでは整理してございませんけれども、変化がないという中にも、あるいは活動が活発化しないという中においても、最初のころに話し合いをして取り決めたので、あとは個人責任で、それぞれがちゃんとやっている

いうケースも、現にあるようでございますし、一方では高齢化が進んでいてリーダーもいないために、変化が起きないというようなケースもあろうかと思えます。大ざっぱにいうと、そういったものも考えられると思いますけれども、そこら辺は、また調べるなり対応させていただきたいと思えます。

○佐藤座長 1つ1つの特殊な事情でそうだということだと、政策的にも対応しようがないと思うんだけど、今、野中委員がおっしゃったように、そこに何か共通のものが見られるのだったら、それは政策的な対応をすることを考えなければいけないとなると思うので、よろしく願いいたします。

ほかに、どんな意見でも結構でございますので、お願いいたします。

○守友委員 今の24ページから25ページのところは非常に重要なデータだというふうに理解しているんです。確かに、変化なしということと同時に、今、現場を歩いていると、農村がどうしていいか、よくわからないという状況がある中で、逆にいうと意思決定システム、女子や若者の参加とか、わずかですけれども、それから共同利用のあり方について、議論されない地域が多い中で、この変化が出てきたというところは、やはり注意してみる必要があるだろうと思えます。ただ、その上で出ているご意見のように、大ざっぱにいうと2割ぐらいでしょうか、動かないというのは一体なんなのか。逆にすぐ動くところとの対比した中で見ていかないと、政策としてのプラスの面、この8割ぐらいのところは動いているが、2割ぐらいは、どうも動きにくい。その辺のところを正確に見ていく必要があるだろうと思えます。私は基本的には、動き始めた8割の所から見ていくべきであろうというふうに思います。それから全体の締結率が85%という数字も出ておりますので、85のうち残り15はどうなんだという議論と同時に、85までやったんだというふうになるわけですね。これは現場を見ている感覚からすると、余り定量的ではないんですけれども、例えば、あと15%伸ばしていくというのが、現地で議論をやっていくときの高齢化の状況とか、もう土地が荒れ切っちゃった、ちょっとやれないなというのが1割ぐらいあるんじゃないか。これは定量的じゃありません、質的な状況ですけれども。そうなりますと、85%のうちの残り10ぐらいは相当きつい中で、残数5%ぐらいに見ていくとなると、これは政策的にはかなり重要な動きがあったと見えると思えます。そのようなところで、全体のトータルが80数パーセント、その上でこのところで、それに携わる人間の意識が変わってきたというところは、非常に重要だということで、特に切り込みにくい数値のところ、数値のとりにくいところ、それを非常に不十分だけれども、点数化するかという形で、100点満点の定量化ではないけれども、合格点の定量化をして、それなりの効果が出てきたというふうに

は、私は見ていっていいんじゃないかというふうに思うんです。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

お願いします。

○清水特別委員 今、守友先生からおっしゃってくださったので、農業者として言わせていただきます。意思決定の変化があるというところが、70.5%ですけれども、直接支払をいただいたということで、農業者の人たちはとても緊張して受けとめています。先ほど澤井先生がおっしゃいましたけれども、貯蓄の部分も、国からいただいたお金で、もしものことがあったときに、今までの収入の中から拠出するんじゃ大変だから、国からいただいたお金だから、しっかりと貯蓄して、もしものときに備えようということで、ゆとりがあって貯蓄をしているわけではないということ。

それから、米の生産調整の未達成で、交付金を取りやめたり返還等になっていますけれども、米の生産調整と、この制度をどのような視点でとらえて行ったのか、ちょっとお聞きしたいなと思うんです。例えば、圃場がこの制度の適用内であっても、米の生産調整に20年ほど前から取り組んじゃったところは、枠から外されちゃう。例えば、階段を思い出していただければいいんですが、1段目、2段目の人は適用されている。3段目の人は前から米の生産調整に対応して、リンゴ畑とかにしたら外されてしまって、4段目、5段目の人は、また適用されている。だけど、水路は一緒に使っているから水路工事には出なくてはいけない。こういう矛盾が出ているところもあるとお聞きしています。だから、そういうところも検証の中でしっかりと見ていただけたらなと思うんですけれども。

○佐藤座長 生産調整との関係については、この制度設計の際には随分議論になりましたね。その辺、もうちょっと事務局、ご説明いただけますか。生産調整とこの制度の関連。

○中山間地域振興室長 生産調整との関係につきましては、生産調整というのは非常に推進すべき重要な施策だということなので、生産調整の推進を妨げないということで、こちらでも協力するという意味で、対応することになってます。生産調整については、今年度からシステムが変わりました。今までは、個々の方々が生産調整ということで協力されておまして、それを我々の制度では集落協定という、集落の全体として生産調整の面積を守っていただければ、それでいいということでやってきました。今年度からシステムが変わりまして、生産調整に参加するのかどうかというのは、個々人の意思に任せられるということになりましたので、当方の制度としましても、それを整合性をとるべく、生産調整に参加されている農家の方々の集落協定の中での合計の面積、それが満たされていけばよろしいということに変えたということでご

ざいます。

○清水特別委員 それはわかるんです。でも、今、言ったように、上も下もこの制度が適用され生産調整に協力した者は、外される。畑として荒廃化を防いできたのだから、枠内に入れてもいいのではないかなと思うんですけど、率先して生産調整に参加した人は外されているというので、地域でひずみがあるんですね。

○中山間地域振興室長 例えば転作で地目が変わってしまった場合には、変更後の地目で判断せざるを得ないです。我々の制度は、その土地の形状でやっていますので。

○清水特別委員 でも、そういうひずみが現場にはあるということを、ちょっとわかっていたいただきたいなと思います。

○澤井特別委員 先ほどから、出てきている意見と関係するのですが、24、25ページのところは、かなり成果の検証という意味では大事な内容を含んでいると思います。それで、これはもし可能であればということですが、もし、このアンケートの個票があるのであれば、余りうまくいっていない、成果が上がっていない部分と、成果が上がった部分のところのデータを、ほかの調査項目とクロスで見えていただいて、例えば、そううまくいっていないところは、共同取組活動と個人の配分などの、個で共通的な特性があるのかどうか。それから、地目で何か特色があるのか、交付金事業の内容で特色があるのか。もし何らかの共通点が、現在、あるデータの中で、いくつかの項目とのクロス集計をかけてみて、何か浮き上がってくれば面白い。、こういう傾向のところは余りうまくいっていない、成果が上がっていないんだなというのがわかれば、これは理想像かもしれませんが、次のステップへ行く時の手がかりになるし、逆にうまくいっているところの共通項も、もし出れば、これはこれで、また一つの対比して考える材料にできると思う。これは、1から全部とり直すというのはとても不可能だと思いますので、現在あるコンピュータのデータ操作の中で、そういうことが、可能であれば、お願いします。

○佐藤座長 まだ個票はデータベースとして……

○中山間地域振興室長 個票はまだあります。

○村田委員 今の話と重なるんですが、この結果によると、おおむね効果があるということは言えると思うんですけども、検証というからには、効果がないという部分について、もう少し突っ込んだ検証したらいいんじゃないかなと思うんです。25ページにあるように、わずか3%といえ、0点というのが1,000協定あるんですね。1,000というのは、そう小さい数字ではないので、これは、なぜそうだったのか、わずか3%かもしれないけれども、もう少し突っ込んだ分析が必要だろうと思うんです。それは、要件が甘過ぎたのか、あと、無責任な噂かもし

れませんけれども、交付金をもらうために協定を即席でつくったというのが1つか2つか知らないけれども、あると聞くことがあるんですね。もし、そういうことが許されたとすれば、今までの仕組みに問題があったかもしれない。もう一つ、全体の交付金の予算の話なんですけれども、予算を組んだにもかかわらず、全部消化し切れなかった理由についての検証です。さっきの話とは逆に、条件が硬直的過ぎて、本当はもうちょっと対象にしてもいいはずなのが、はねられてしまうということがあったのか、なかったのか。はねられちゃったところだから、検証は難しいかもしれないけれども、仕組みの検証としては必要なのかなという感じがしたんです。

そのことと、もう一つ、農業生産なり、多面的機能なり、担い手なり、それぞれ効果があるというのは全体的にはそうだと思うんですけれども、全体的にそうだよというだけだと説得力がない。その中をいろいろな調査項目、個票があるんでしょうから、見ていくと、多面的機能というのだったら、中山間に限らず平地だって、もちろん多面的機能を発揮するはずですよ。では平地にこの制度をもっと広げられるべきなのかどうか。これはちょっと踏み越えた話なんですけれども、そういうようなことを念頭に置いてもいいかもしれない。それから、農業生産という項目に入って、例えば法面の手入れだとか、隣接した林地の下草刈りだとか、水路の管理というのは、農業生産のためでもあるのでしょうか。けれども、それは多面的機能ないしは環境保全のためでもあるかもしれない。

そもそもこの中山間地域等直接支払制度というのは、環境支払い的な要素というのが入っているんだけど、環境支払いではないわけですね。それは、制度を組んだときの議論について僕は詳しく知らないんですけれども、何か報告書の中には、それらしい議論をまとめたものがあつたような記憶があるので、それを検証する今になって、どう整理したらいいのか要するに環境支払い的なものを独立するのか、ないしは、もうちょっとはっきり、そういう政策目的として、うたっているのか、というようなことを検証したらいいんじゃないかと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

○地域振興課長 村田委員のご指摘、3点ばかりあったかと思いますが、予算の消化が全部されていないという点でございますけれども、一応予算的には、対象農用地になり得る調査の基本方針に位置づけられています78万haをベースに、手上げ方式ですべて上がった場合にも対応できるようにということで予算を組んでございます。

先ほど、守友委員からお話がございましたように、85%ぐらいまでということで、ほかの部分が一応都道府県の資金になって繰り越されてきているということで、これは決してイコール

不要ということではございませんで、翌年度以降に活用される格好になっておるわけでございます。

それから、多面的機能という観点からは、中山間だけでなく、平地にも広げるべきという議論はないのかというお話でございますが、これはご案内かもしれませんが、例の基本計画の見直しの中で、農業環境地域資源保全政策というあたりで、ご議論いただくというのは検討のときになっているのかなというふうに思っております。現在のところ、基本計画の見直しの中でも、中山間地域そのものを平地にも広げるという議論は、今のところ、されていないように伺っておりますので、検討のフレームとしてはそっち側の方なのかなという形で思っております。

それから、環境支払い的な部分につきましても、こちらの方の農業環境資源保全政策の方の検討のフレームの中で検討がなされるのかなというふうに受けとめてございまして、その整合性は、今後、基本計画の見直しの検討の進捗状況を見ていかなければなりませんけれども、今のところ、そちらのフレームではないかなと、私どもは考えております。

○佐藤座長 どうぞ、服部委員。

○服部委員 ちょっと、その視点が違うんですけれども、さっきした質問とも、やや関係があるんですけれども、例えば、私、2月に四国のA町というところに、有名な町並み保存の非常にしっかりしたところなんですけれども、その塾に招かれて行ったんですね。そのときに、A町の農業関係の資料を見せてもらって、大変驚いたのは、10年間で3割ぐらい農地が減っているんですね。びっくりしちゃったんですね。これだけ町並み保存でしっかりした活動をやっているし、町並み保存だけではなくて、あそこの農産物直売マーケットというのは、年間何十万人以上の人がある、非常にしっかりした直売所をやっていて、そのための農業活動もやっていて、しっかりしていたんですね。そこで市の統計を見てみたら、10年間で3割ぐらい田も畑も減っているんですね。私、何か工業的なものに土地を転用したのかと思って聞いたら、それは耕作放棄地だと言われて愕然としたんですね。もちろんその調査で行ったわけではないので、詳しいことは知らなかったんですけども、B市から車で40分ぐらい、もちろん山間地なんですけれども、しっかりした町の活動をやっているところでも、なおかつ3割も10年間で減ってしまって、大きな原因が耕作放棄だと言われたときに、そのとき、もっと原因を聞けばよかったんですけども、その時間がなかったもので、それで終わったんですけれども、後からいろいろ、それほど四国には大きな高齢化なり、あるいは結局、最終的には担い手がいないと、町はそういう説明をしていましたけれども、耕作放棄されるような圧力が、非常に強く作用しているのか

なと思ったんですね。

そういう、現在においても、この10年間、耕作放棄地が出るような圧力が、中山間地域に存在しているということを、もし我々が原因を確認できるとするならば、逆に耕作放棄地の拡大を起こさないという形でもって徹底した制度、それによって耕作放棄地が拡大しないということであっても、相当強くそれが防止されているということになると、もっと質的な意味といえますか、物すごく強く認識されるのかなというように思ったんですね。その辺はどう考えたらいいのか。一般的には高齢化ということでもって、こういう圧力が強く存在していると言われているんですけども、それは僕なんか一般的に認識していた以上に、A町の姿を見て、想像以上にそれが強い圧力が存在しているんじゃないかなという感じがしたんですけども、その辺、どう考えたらいいのか、ちょっと聞いてみて、それが確認できれば、この制度の持っている意味が、さらに確認されるのかなという気もしたんですね。

○佐藤座長 小田切委員、どうぞ。

○小田切委員 今の議論にはかわるんですけども、先ほどの澤井委員あるいは村田委員からありました25ページの0点から変化をしていない1,002の協定、あるいは3.5%の協定、これは再精査する必要があるのではないかという、その意見に私も賛成であります。ただし、逆の方向から賛成でありまして、この1,002協定でも農業生産が継続されているという、そのことをもう一度確認したいというふうに思っています。つまり、何らかの形で新しい仕組みはつくらなかったけれども、農業生産を継続しているという、そういうことですから、それがどういう実態の農業なのか。恐らくこれはアンケート調査というよりも、何らかの形で現地情報を集めていただくような、そういう意味では、この1,002協定を抽出して調査するようなこともやっていただければ、大変ありがたいというふうに思います。

それから、もう一つですが、この制度の重要な一種の波及効果の中に、地域の農業者に対してのメッセージを届ける、政策サイドからメッセージを届けるという機能があるのだらうと思います。中山間地域、特に対象地域を歩くと、「ようやく国も、この地域に対して目を向けてくれたんだ。」という、そういうふうな話をたびたび聞くとします。従来から、さまざまな事業があったわけですが、そういう声が聞こえているということは、直接お金を払うという、そのお金の裏側に、国民からのメッセージ、あるいは納税者からのメッセージ、せめて5年間は営農を継続してくれという、それが確かに農業者、地域住民に届いているのだらうと思います。

ただ、大変気になるのが、その届いている先が、集落協定をつくるときに集まった男性世帯主だけであつたら大変残念なことであります。そういう意味で、女性・若者までにもそういう

メッセージが届いているのかどうかの検証も、非常に重要な点だろうと思います。どうしても協定を結ぶときに、集落の寄り合いで結ぶということであれば、その集落の寄り合い自体が、男性の高齢者によって構成されているということもございますから、それを乗り越えたような意識変革があるのかどうかということも、これも当然アンケート結果などでは得られない地域の調査などによって、ぜひ情報を集めていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤座長 どうぞ、内藤委員。

○内藤委員 今、お二人のお話を伺っていますと、農業後継者の問題が出てきまして、1ページの方に、65歳以上の方が元気にお仕事していらっしゃる状況もわかるんです。ただ、あと何年もつかということが問題だと思ひまして、新規就労者が4,000人確保されたと書いてありますから、こういったどういうふうにして新規農業者が確保されたのか、これもひとつ、中で当たってみたらどうかと思います。

1つには、定年退職された方が、もとに戻って、田舎に帰られて、60、65歳になって何年か仕事をしたいとおっしゃる方も最近ふえているそうですので、そういう方たちが、自分の出生地に戻って、土地があるかどうか、その部分も含めまして、新規というか、再農ですか、その人たちがどういうふうに行っていくのかも、ちょっと調べていただけたらありがたいと思います。

○佐藤座長 どうぞ、野中委員。

○野中特別委員 先ほどからのご議論と似ているんですけども、全体的な検証と、個別のところなんですけれども、例えば本制度の一番の目的というのは、耕作放棄地の防止というところだと思いますが、2ページなんかを見ていると、参考1というのを見ると、参加者の意向ということなんですけれども、耕作放棄地の防止に効果が出ているというのは69.5%なんです。ということは、つまり3割の方の参加者が、耕作放棄地の防止にさえ効果が見られないと、こう解釈されるわけです。複数回答ですから、ほかのものを選んでいいというのがあるんですけども、ただ、ほかのところは担い手ができたとか、かなり高度な話ですから、こちらの方ができて耕作放棄地の防止をしないなんていうことはあり得ない。大半の方が耕作放棄地の防止に効果、というところを選ぶはずなのに7割にとどまっている。この辺も全体的な今回の検証と同時に、耕作放棄地の防止に、なぜ効果が出ていないのか、それは先ほど申し上げた、非常に根本的な原因なのか、それとも、もう少し手厚くこの制度をしないと、逆にいえば効果が出ないのかということも含めて、一番基本的な耕作放棄地の防止というところを検証してみる必

要があるんじゃないかということが1点と、それから、関連して、先ほど村田委員のご意見と、私も関連しますが、この制度というのは、表面的に耕作放棄地の防止ですけども、国民の皆さんには、多面的機能を果たしているから、その防止の効果として国民的にお金を支払うのだということを言っているわけですね。ところが、後の方の9ページその他を見ますと、多面的機能についてあんまり効果が出ていないという回答なんですね。ですから、逆に、これは先ほど申し上げたように、単なる耕作放棄地防止よりは、もう少し高度なことなので、なかなか難しいということはわかるんですけども、逆にいえば多面的機能に、より効果が出るためにはどういうふうにすればいいのかということも、少し議論をしていく必要があるんじゃないか。それは、単に耕作放棄地の防止というよりも、先ほど村田委員もおっしゃったように、多面的機能の防止ということを国民の皆さんに、その効果としてうたっているわけですから、そのところの検証も要るんじゃないかなという気がします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

お願いします。

○村田委員 お金の話なんですけど、26ページの左下に、1集落協定当たりの概要というのがありまして、北海道においては1,260万円、都府県では143万円、これは平均でしょうけれども、この金額の妥当性、多いのか少ないのかということの検証というのは必要だと思うんですね。先ほど、ちらちらと見ていて、現地調査の候補地というのを見たら、新潟の松代町が1億4,000万円、山口県の福栄村が7,500万円、同じ山口県の阿東町は2億です。これは相当の金額だろうと思うんですけども、これだけ金額があると、そこそこのことが行われて、恐らく見学するところは、きっといいことをやっていると思うんですけど、金額の妥当性、あるいは水田でいうと最大2万1,000円でしたか、あの金額について聞いた調査はあるんですか。

○中山間地域振興室長 まず、前段の方ですけども、26ページのこの表とあわせて29ページの方で、多分、北海道は規模が大きくて、対象面積とか、あるいは人数もかなり大多数でやられているということもあるので、例えば29ページでも同じことで、1人当たりの交付額で見ますと、またちょっと別の姿も出てくるのかなと。今の26ページの協定締結面積のところでも、都府県と北海道で規模が全然違うということです。それから、この後、説明しますけれども、現地調査につきまして、これは2億とかいう数字がありますが、これは町全体でもらっているということなので、例えば新潟県の場合も34協定の合計だというご理解をいただきたいと思います。

○佐藤座長 僕の司会進行が悪くて、予定ではクローズしなければいけない時間になってしま

っていますので、この辺で議題の1は、ひとまず閉じさせていただきます。

議題の2の現地調査についてお願いします。

○中山間地域振興室長 参考資料2で説明いたしますので、ごらんください。事務局では委員の方々に実際に現地を見ていただきまして、具体的な取り組みの状況を聞き取って把握していただくということで、現地調査を予定しております。この調査につきましては、日程表の制約等もある中で、本制度の典型的な取り組みを比較し、考察していただけるように、西日本と東日本からそれぞれ1カ所ずつ、新潟県と山口県を選定するという案を示しております。

まず、1ページ目の新潟県につきましては、松代町というところであります。これは日帰りの視察を予定しておりますけれども、松代町につきましては、新潟県の南西部に位置してありまして、標高150mから450mの丘陵部に位置しております。特定農山村法と過疎法に指定されております典型的な中山間地域ということでございまして、平成14年度の中山間直接支払の実施状況につきましては、34集落協定で協定締結面積は合計で710ha、農地の約70%が傾斜度20分の1以上という急傾斜で、中には10分の1とか、5分の1という非常に急な傾斜もあるというふうに聞いております。圃場整備が行われていない棚田が多く、急傾斜を中心に協定が締結されております。34集落協定のすべてにおきまして集落活性化プランが策定されてありまして、各集落ごとに独自性のある取り組みが行われ、例えば農業機械の共同購入、共同利用とか、農産物の産直販売、自然農作業体験を中心にした都市農村交流の展開等々に取り組んでいる。

具体的に、今回、視察対象であります蓬平集落協定を例にとりますと、米の品質向上と安定生産を目指す取り組みと、高付加価値型作物であります、しめ縄青刈り稲の栽培振興を図ってありまして、特別豪雪地帯にあって冬場の仕事も確保するという農業形態を目指しているというふうに聞いております。

それから、3ページ目、山口県であります。福栄村と阿東町というところを予定しております。原則として、前の日の夜に現地に到着していただきまして、翌日の朝から調査の予定ということにしております。ただし、前日に予定が入っていらっしゃる場合には、当日朝の集合でも構わないということでございます。

福栄村につきましては、山口県の西北部に位置してありまして、周囲は中国山地の標高450m程度の山々に囲まれたところで、特定農山村法、過疎法、山村振興法に指定されている典型的な中山間地域。平成14年度の実施状況は、42集落協定、2個別協定、協定締結面積は合計で625ha、現地調査を予定しております栗原集落につきましては、生産コストの低減を図るために圃場整備をしまして、これに伴いまして営農組合を設立して、機械の共同購入、共同利用に

よってコスト軽減を図っている。集落協定の締結を契機にしまして農地等の維持管理を始めまして、景観整備や交流イベント等を推進するために、非農家8戸を含めて集落ぐるみの取り組みを実践していると聞いております。

それから、4ページ目の阿東町でありますけれども、山口県北東部で山間内陸部に位置しておりまして、平均標高 300m、特定農山村法、過疎法、山村振興法に指定されております典型的な中山間地域であります。平成14年度の実施状況は68集落協定、2個別協定、締結協定面積は合計で 1,820ha。阿東町におきます集落協定の特徴につきましては、集落内の全農家の参加を達成するために、町単独の直接支払事業を国の行う直接支払に加えて実施しているということが挙げられます。これは、傾斜地の農地だけではなくて、平坦な農地も多面的機能の確保や集落共同活動に重要な役割を担っているとの観点から、平坦農地につきましても町独自の直接支払をやっているということであります。

それから、2点目としまして、複数集落にまたがる大きな協定への誘導を重点的に進めているという点であります。

現地調査を予定しております井戸、火打原、市場集落協定につきましては、圃場整備を契機に集落協定を考え始めた協定と聞いておりまして、当該協定は複数集落が連携するという困難を乗り越えて3集落が締結に至ったものと聞いております。

以上が現地調査候補地区の紹介であります。よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

各委員とも、お忙しい中の現地調査になりますが、ぜひ両方ともにご参加いただけるようお願いいたします。

ついては、各委員からのご都合を、別途事務局の方から問い合わせますので、それを踏まえて事務局の方で日程を調整させていただくということによろしいでしょうか。

では、ご協力お願いいたします。

それでは、私の不手際で時間を過ぎてしまいましたが、きょうの議題1、2の審議を終え、最後に事務局からございますか。

○地域振興課長 次回の検討会につきましては、今、ご承認いただきましたとおり、5月中を目途に現地調査ということでございますけれども、本日、お配りしております資料の中で、日程調整票を封筒に入れさせていただいておりまして、この調整票にご記入いただきまして、連休明けごろまでにファクスでも郵送でも結構でございますので、事務局の方にお送りいただければ、大変ありがたいと思います。もし、この場で整理がつくようであれば、この場

でいただいてもよろしいかと思ひます。

なお、本日の議事録につきましても、公開の前に各委員のご発言内容を確認するために、ご連絡をさせていただくことになろうかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

どうも本当に長い時間、ありがとうございました。きょうもまた、とてもいいご意見をいただいてありがとうございました。これを踏まえて、最終的には現地調査の後の14回目の委員会で協議していきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

午後12時06分 閉会